

令和2年6月8日
自動車局保障制度参事官室**「在宅生活支援環境整備事業（自動車事故対策費補助金）」
の公募を本日から開始します！**

～介護者なき後を見すえた日常生活支援の拡充～

国土交通省では、自動車事故による被害者保護の増進を図るための各種施策を実施しているところですが、その取組みの1つとして、在宅で療養生活を送る自動車事故により重度の後遺障害を負われた方の介護者が、様々な理由により介護が難しくなる場合（いわゆる「介護者なき後」）に備え、後遺障害を負われた方々の受入環境を整備するため、障害者支援施設やグループホームに対し、設備導入や介護人材確保等に係る経費を補助しています。

本日より、令和2年度実施に係る公募を開始しますので、お知らせします。

1. 本補助事業（在宅生活支援環境整備事業）の背景

交通事故により重度の後遺障害を負われた方を介護する御家族の高齢化の進展等により、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった後の対応への不安が強く寄せられています。

一方、重度の後遺障害を負われた方を受け入れる環境が十分とはいえないのが現状です。

国土交通省としては、こうした声に応えるべく介護者なき後を見すえ、被害者の方が安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、障害者支援施設及びグループホームに支援する補助制度を平成30年度から実施しており、令和2年度も引き続き予算額を拡充した上で、補助事業を実施します。（別紙参照）

2. 本補助事業の概要

- ・ 補助対象施設
 - ①障害者支援施設
 - ②グループホーム
- ・ 補助対象経費
 - ①入所施設支援費（医療機器等購入費）
 - ②人材雇用費
 - ③研修等経費

3. 公募期間等

- ・ 募集期間
令和2年6月8日（月）～ 令和2年6月30日（火）
- ・ 事業実施期間
令和2年7月中の採択日～ 令和3年3月31日（火）

なお、本補助事業の応募要件・応募方法等の詳細につきましては、国土交通省のホームページ内（以下アドレス）に掲載する公募要領等をご覧ください。

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000066.html)

■問い合わせ先

国土交通省自動車局保障制度参事官室

担当 宮本、福島、大森

電話：03-5253-8111(内線41418) 03-5253-8580(直通) F A X：03-5253-1638